



島根県報

令和2年12月1日（火）

第 163 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建 築 住 宅 課) 2

【告 示】

令和2年度第4次自衛官募集 (防災危機管理課) 2

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障がい福祉課) 3

自立支援医療機関の指定の更新

海区漁業調整委員会の事務所の所在地 (水 産 課) 3

土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 4

土砂災害警戒区域の指定 (") 4

土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (") 4

土砂災害特別警戒区域の指定 (") 5

【特定調達公告】

簡易型電子線量計衛星回線調達に係る一般競争入札の落札者等 (原子力安全対策課) 5

公布された条例等のあらまし

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第97号）

1 規則の概要

指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の整備（第12条の14関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第97号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第12条の14中「同じ。））」の次に「、同項第4号中「第1号の2様式による実務経歴書（第17条第1項第2号において「実務経歴書」という。））」とあるのは「実務経歴書」と、「第1号の3様式による実務経歴証明書（同号において「実務経歴証明書」という。））」とあるのは「実務経歴証明書」とを加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第693号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、令和2年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和2年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

3 応募期間

第9回 令和2年12月4日（金）から令和3年1月14日（木）まで

第10回 令和3年1月15日（金）から同年2月4日（木）まで

4 試験期日

第9回 令和3年1月16日（土）

第10回 令和3年2月6日（土）

5 試験場

陸上自衛隊出雲駐屯地

出雲市松寄下町1142-1（電話番号0853（21）1045）

6 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

※経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの

該当する資格・免許等は自衛隊島根地方協力本部に確認すること。

7 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

8 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第694号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和2年12月1日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 司	訪問介護	訪問介護ココステーション	出雲市斐川町荘原3169番地28	令和2年12月1日

島根県告示第695号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和2年12月1日

島根県知事 丸山達也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名称	所在地		
ころね訪問看護ステーション西津田	松江市西津田三丁目13-3	精神通院医療	令和2年12月1日

島根県告示第696号

漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第12条第1項の規定により、海区漁業調整委員会の事務所の所在地を次のように定めたので、同条第2項の規定により告示する。

島根海区漁業調整委員会の事務所の所在地（昭和37年島根県告示第800号）は、廃止する。

令和2年12月1日

島根県知事 丸山達也

海区漁業調整委員会の名称	所在地
島根海区漁業調整委員会	松江市
隠岐海区漁業調整委員会	隠岐の島町

島根県告示第697号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成17年島根県告示第1,290号及び令和2年島根県告示第194号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
松江市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
国屋C、東奥谷D
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第698号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
松江市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
国屋C、東奥谷D
- 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第699号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年島根県告示第197号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
松江市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
国屋C

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第700号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

国屋C、東奥谷D

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

簡易型電子線量計衛星回線 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年10月26日

4 落札者の氏名及び住所

スカパーJ S A T株式会社 代表取締役執行役員社長 米倉 英一 東京都港区赤坂一丁目8番1号

5 落札金額

48,721,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和2年9月8日